

(別紙6) 追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
1-144	1371	乙B289	①4頁(一4-) 2 金額、金利、返済期間について 経済協力部より、輸銀から、本借款を引出すことは困難で、結局、海外経済開発基金を利用しなければならない。基金は、現在104億あり、来年は100億増加する見込みであると説明があった。 これに対し、Z17局長は、来年は100億増し、次年度から200億ずつ増すとすれば、基金から、毎年■■■ドル宛払うことは可能だと思う。大体請求権■■■経済協力■■■とすれば、この■■■を5年以上に払えばよいと思う。返済期間としては7年据え置き、10年ないし15年間返済ぐらいでなければ適当でないと思う。また、経済協力分については今後5年間について決めると同時にその後もそのときの状況に応じて考慮する余地があるというような形式にした方が韓国側は喜ぶだろうと述べた。 ③6頁(一6-) 経済協力部Z212事務官は、借款を輸銀と基金の二本立てとすることも考えられるかもしれないが、実際は大蔵省がなるべく基金を使わない方針なので、二本立てとすると結局輸銀ばかりになってしまうおそれがあると述べていた。	対韓経済協力として提示することが検討されていた具体的な金額、借款の供与元となる金融機関の検討過程及び韓国の対日請求権の政府部内で試算した具体的な金額及び供与実施機関が記載されている。	この情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題の対処方針ないし解決策の一つとして日本が検討していた対韓経済協力の実施に関して政府部内で検討した具体的試算額及び供与実施機関であり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、このような情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程がつまびらかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。
2-68	1627	乙B145	①2頁(一2-)1行目から2行目までの約2行分 二 これに対し韓国側は、桑港における平和会議に参加し得なかった殊に対する面子の問題もあるものの如く、成るべく今回の会談を大きく恰好をつけんとし、予め打合せたる議題のみならず日韓防共協定の如き高度の政治的意義ある協定を締結する構想を漏らすに至っている。Z235大使が総理に面会を求めて来たのも、そのような下心のあるがためであるとも察せられる。	日韓両国間における基本関係調整における韓国側の対応について、外務省内部における評価が忌憚のない率直な意見として記載されている。	この情報は、日韓国交正常化交渉における韓国側の対応について外務省内部で検討した結果が率直な見解として記されており、公表することが予定されていないものであるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。

(別紙6)追加開示部分の一覧表

2-68	1627	乙B145	②5頁(一5一)の左から3行目及び2行目の 約2行分 上記①と同じ。	上記①と同じ	上記①と同じ
------	------	-------	--	--------	--------

(別紙6) 追加開示部分の一覧表

通し番号	文書 番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
1-182	1627	乙B145	①2頁(一2一)1行目から2行目までの約2行分(日韓両国間の基本関係調整に関する方針(案)26. 10. 29の一部) 一 予ての総司令部外交局との打合せに基づき、現在進行中の日韓交渉において、我が方は、在留朝鮮人の法的地位を討議するのみであって、その他の一切の問題については単に韓国側が将来交渉の課題として取り上げること希望する事項についてその見解を聴取するにとどめるとの立場を執っている。 二 これに対し、韓国側は、桑港における平和会議に参加し得なかったことに対する面子の問題もあるものの如く、成るべく今回の会談を大きく格好をつけんとし、予め打ち合わせたる議題のみならず日韓防共協定の如き高度の政治的意義ある協定を締結する構想を漏らすに至っている。 2235大使が総理に面会を求めてきたのも、そのような下心のあるがためであるとも察せられる。	日韓両国間における基本関係調整における韓国側の対応について、外務省内部における評価が忌憚のない率直な意見として記載されている。	この情報は、日韓国交正常化交渉における韓国側の対応について外務省内部で検討した結果が率直な見解であり、公表することが予定されていないものであるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(情報公開法5条3号及び6号)。
1-182	1627	乙B145	②5頁(一5一)の左から3行目及び2行目の約2行分 「日韓両国間の基本関係調整に関する方針(案)26. 10. 31」中にあるが、上記①と同一文言である。		

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
1-182	1627	乙B145	③3頁(一3一)約2行分(日韓両国間の基本関係調整に関する方針(案)26. 10. 29の一部) (三)右条約の内容については一応日蘇基本条約の型が参考となるが、特に注意すべき諸点は左のとおりである。 (イ)日韓両国間の親善関係の具体的内容としては、政治上は差し当たり道義的のものとし、防共協定の如きものは避けることとするも、経済上においては韓国の復興再建に積極的に協力をすること。 (ロ)我が方の有した在鮮財産の膨大なるにかんがみ、韓国側の対日請求は原則として一切放棄させること。●●●(約2行分不開示)●●● (ハ)在留朝鮮人の法的地位、船舶帰属問題等今般の交渉において成立することあるべき協定内容も適当なものは、本基本条約の一部として包摂する形式を執ること。	財産・請求権問題に関する個別事項についての日本政府の具体的な方針、見解及び交渉戦略が記載されている。	この情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する日本政府の具体的な方針、見解及び交渉戦略であり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、このような情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程がつまびらかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。
1-182	1627	乙B145	④7頁(一7一)2行分(日韓両国間の基本関係調整に関する方針(案)26. 10. 31の一部) (三)右条約の内容については一応日蘇基本条約の型が参考となるが、特に注意すべき諸点は左の通りである。 (イ)日韓両国関係の再出発点となる条約として、政治的意義及び道義的香気の高いものたらしめるが、差し当たり防共協定の如きものは避けること。 他方経済上においては、韓国の復興再建に積極的に協力し、且つ、文化面においても協力する用意ある旨を示すこと。 (ロ)韓国側の最大関心事たる国内朝鮮人の居住その他の処遇問題については、●●●(16字分不開示)●●●(行政上の実際の制約より純〇的(裁判所注:判読不能)、抜本的な措置を施し得ない。) (ハ)●●●(10字分不開示)●●●我が方の有した在鮮財産の膨大なるにかんがみ、韓国側の対日請求は原則として一切放棄させること。●●●(約1行半分不開示)●●●		

(別紙6) 追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-69	1629	乙B146	①3頁(一3一)右から4行目から6行目までの約2行分 この点に関し、先方が希望すれば、(韓国は対日猜疑心深き故、押しつけがましき印象を与えぬよう留意の要あり)、復興に関する経済協力、文化協力につき大綱のみにても規定する共に、別に書翰等の形式により「平和条約調印後の外交政策審議要綱」中の適当な事項を含む長期的、大局的なわが方の対韓態度を先方に徹底させ置く要があろう。	当時の韓国における対日感情及び漁業交渉の展望に関する外務省内部において検討した結果について忌憚のない率直な意見が具体的に記載されている。	この情報は、当時の韓国における対日感情及び漁業交渉の展望について外務省が独自に有している情報に基づいて内部で検討した結果が率直な見解を交えて具体的に記されており、公表することが予定されていないものであるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-69	1629	乙B146	②4頁(一4一)左から2行目及び1行目の約2行分 かかる環境にあつて、漁業交渉が永引き、マッカーサーラインが撤廃され自由出漁が可能になってから交渉をなすことは、国内漁業者のプレシャグループにより外交当局が交渉上窮屈な立場に立つ惧も考慮にいれる要があろう。		
1-184	1629	乙B146	○3頁(一3一)から5行目、6行目 ①のうち「復興に関する経済協力、文化協力につき大綱のみにても規定する共に」の部分	日韓会談における基本条約案作成の可否に関する日本政府の具体的な交渉戦略が記載されている。	この情報は、日韓会談における財産・請求権問題における韓国の主張に対する日本政府の具体的な交渉戦略及び対処方針であり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、このような情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程がつまびらかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。
1-238	1809	乙B73	○13頁(一13一)21行目から22行目までの約半行分 The Japanese properties, including those privately owned, the total value of which amounted to 2.3 billion dollars・・・	日本の在韓国財産の価額について政府部内で検討した具体的な試算額が記載されている。	この情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における日本の在韓国財産について日本政府部内で検討した具体的な試算額であり、現在、北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており、このような情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程がつまびらかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

(別紙6) 追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-10	1046	乙B94	②14頁(一14一)右から3行目から5行目までの約3行分 (Z23)自由放任にすれば、韓国 の魚は、全部日本にとられてしまう。また、李ラインを越えて出漁をした日本船は拿捕されたものの数倍に登るだろう。先方の言い分も無理はない。	日韓外交正常化交渉を目的とした日韓会談の再開における日韓間の懸案について外務省内で協議した際の率直な意見が具体的に記載されている。	②の不開示部分に記載された情報は、日韓間における懸案事項の一つである「漁業権問題」を解決する上で障害となっている具体的問題について外務省内部で検討した際、韓国側からの視点に立って推認した率直な見解であり、あくまで、外務省内部の推認による見解であるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-34	1126	乙B113	②73頁(一73一)約4行分 5 会談妥結を困難ならしめる韓国側の事情 『しかしながら、従来の経緯、とくに最近における学生デモ発生以来の韓国世論の動向を観察するに、たとえ韓国政府筋は「7」対「3」のレベルで妥結するところまで進んできたとしても、韓国の一般世論はまだこの程度のバーゲンすら承認する程十分には熟しておらない。すなわち「36年の怨」はまだ20年では十分沈静していないことを示している。さりとて「8」対「2」や「9」対「1」のバーゲンでは、日本側でも国会や世論の支持が得られないので、せいぜい「7」対「3」のかねあい程度とならざるを得ない。日本の有力紙の論説や評論家のコメントが日韓正常化を賛成する場合も、いずれもいわゆる大局論に基づく安易な妥結を戒め、筋を通した慎重な交渉の要を強調していたことが想起されよう。』	「(日韓)会談妥結を困難ならしめる韓国側の事情」として、韓国の世論等の動向及び日本に国内事情等を分析・検討した内容、経過等が個別具体的に記載されている。	この情報は、日韓会談の進め方について、韓国の世論等の動向及び日本に国内事情等を分析・検討した内容、経過等及び当時の内閣総理大臣の見解、指示等であるところ、公にすることにより、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-34	1126	乙B113	③85頁(ー84ー)に「次頁不開示」と記載されている部分) 北鮮との人的往来問題については、総理の御感触は、pro 韓国的であり、『経済的に北鮮の方が優位にある現在、日本として北鮮にそれほど手をかけてやる必要はない』との御意向が示され、北鮮貿易関係者の本邦入国は少くともオリンピック終了まで認めないよとの御指示が下された。同じく政経分離といっても、北鮮と中共とを同列に論ずる要なく、北鮮については、中共もより厳しい措置がとられて然るべきであるとの方向が示された。	「日韓会談の進め方」について当時の池田総理大臣が指示した内容が個別具体的に記載されている。	この情報は、日韓会談の進め方について、韓国の世論等の動向及び日本に国内事情等を分析・検討した内容、経過等及び当時の内閣総理大臣の見解、指示等であるところ、公にすることにより、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-35	1127	乙B56	○38頁(ー38ー)の上から3行 なお、Z18氏は、1961年10月以来、老軀をおして日韓会談の首席代表としての重責を果たしつつあったが、■■■■(不開示部分)■■■■▲月▲日逝去された。椎名外務大臣は、12月16日、Z213会長Z214氏にその後任を要請したが、Z214氏は固辞した。次いでZ215相談役Z216氏に要請し、1965年1月6日に決定をみた。	Z18日韓会談首席代表の逝去に伴い、外務省内において、第7次会談開始に向けて新首席代表を選定した具体的経緯が記載されている。	この情報は、日韓会談新首席代表が最終的にZ216氏に決定するまでの経緯が具体的かつ詳細に記されており、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-35	1127	乙B56	②80頁(ー80ー)6行目から9行目までの約3行分 しかし、そのうちにこの交渉は立ち消えになったようである。その理由について韓国側がZ217氏では河野氏ほどの実力者でないところから乗り気でなくなったという観測がある(以下略)	河野国務大臣(当時)が進めていた韓国首脳との日韓会談再開の裏交渉が立ち消えになった経緯及び理由の分析等が具体的に記載されている。	この情報は、日韓会談再開の裏交渉が頓挫した経緯及び理由等であり、事柄の性質上、表沙汰にされない外交交渉におけるいわゆる水面下の交渉経緯等であるところ、公にすることにより、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。

(別紙6)追加開示部分の一覧表

通し番号	文書 番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-35	1127	乙B56	③81頁(一81一)7行目から9行目 (…岸元総理が「河野氏は、自分が表面に出ると利権がからんでいるようにいわれたり、Z237氏のとくと同じく■■■不開示部分■■■が表面に出るおそれがあるので、裏面に留まるといっている。またZ217氏では河野氏ほど自分の責任で相当話ができないので、韓国側は最初の思惑から外れたようだ」と評していたとある。)		

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-43	1277	乙B121	○8頁(一8一)右から4行目から6行目までの約3行分 (1)法務省の考えは、治安当局、計○(裁判所注:判読不能)、今日の衆院法務委員会の空気でもバックアップしており、 この度の外務省のやり方は、真に遺憾だ。 上司の間で再度話し合って貰いたいと切望する。	大村収容所に収容されていた韓国人の扱いに関して、Z218入国管理局長の発言内容が具体的に記載されている。	この情報は、大村収容所に収容されていた韓国人についての対応に関し、入管理局長が外務省に対する要望として述べた率直な見解であり、公にすることは全く想定されていないものであるから、このような情報を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-44	1296	乙B122	○7頁(一7一)右から6行目から9行目までの約3行分 七 右の如き抑留者釈放問題の交渉と並行して韓国側は中絶中の日韓会談を早期に再開したいとの趣旨で懸案事項についての日本側の腹を探りたがっている。日韓会談再開の条件として従来韓国側の掲げていたものは、 (イ)Z221発言の撤回と(ロ)日本側の対韓財産請求権の放棄にある。 右に対し日本側は早くより(イ)Z221発言の撤回は差し支えない(ロ)財産請求権については会談において互譲の精神を持って実際の解決を計るとのラインで応酬していたが、約半年前より財産請求権問題については米国政府の解釈(日本は桑港平和条約により対韓財産請求権は失ったがその事実韓国側の対日請求権の査定に当たって考慮に入るべしとするもの)を基礎としてはどうかとの考え方を非公式に先方にサウンドしており、最近に至り韓国側も右案に賛成し来っている。 ただし日本側としては右案はまだ外務省限りの非公式の案であり、大蔵省及び与党との調整を了え正式の日本側の考え方とするまでには最小1か月を要すとの態度を取っている。	財産請求権問題に関する外務省の見解が具体的に記載されている。	この情報は、財産請求権問題に関し、外務省内部で検討した内容であり、このような情報を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-66	1618	乙B143	①109頁(－109－)最終行から110頁(－109－)に「次頁不開示」と記載されている部分)の約2行分 (ホ) 外務次官更迭問題 従来リベラリストとして知られダウリングのよき partner であったZ225次官が罷免され、Z297がこれに代わったことは不幸なことと思う。彼はZ227と同じ型の人間で信用がかけない。	国交正常化に向けた日韓会談に関する米国の見解及び米国大使の発言に対する日本側政府関係者の個人的見解が具体的に記載されている。	この情報は、いずれも北朝鮮帰還問題及び日韓国交正常化に向けた日韓会談に関する諸問題について述べられた米国側の具体的見解、あるいは、米国大使の発言に対する日本側政府関係者の個人的見解であり、いずれも、公表することを予定せずになされたものであるから、公にすることにより、米国のみならず韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における各外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-66	1618	乙B143	③187頁(－186－)最終行から188頁(－188－)上から4行目までの約4行分 3 次にはZ241より、本朝はZ227大使がZ17局長を訪問、いわゆる compensation の問題につき秘密にしても絶対極秘良いから何か約束してくれる様との申入れがあり、自分たちの間でどうすることが可能かということ进行研究しているところで、一応の案文を事務的だが作ってみたところであると述べた処■■■はZ227が如何に極秘といっても決して信用できぬ、米国は過去に於いてにがい経験を何度もしている、日本が直接に韓国に対し約束されることは得策な様には思えないとの意見を述べた。	国交正常化に向けた日韓会談に関する米国の見解及び米国大使の発言に対する日本側政府関係者の個人的見解が具体的に記載されている。	この情報は、いずれも北朝鮮帰還問題及び日韓国交正常化に向けた日韓会談に関する諸問題について述べられた米国側の具体的見解、あるいは、米国大使の発言に対する日本側政府関係者の個人的見解であり、いずれも、公表することを予定せずになされたものであるから、公にすることにより、米国のみならず韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における各外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-66	1618	乙B143	⑤291頁(－290－)の欄外(Z232大使の発言中の「Z227くんの縷々発表するステートメント」の注記である。) Z81意見 ゆとり無きのみならず、我国の政府及び大臣に対しても非礼である。普通の公大使があのようなことを言えば、直ちに召喚要求ものである。いつもであるが、黙認していない。○○ないものと慢性的になってしまうから、けじめをつけるべき所は、はっきり注意すべきであろう。	上記と同じ	上記と同じ

(別紙6) 追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-70	1631	乙B147	①10頁(ー10ー)右から7行目から9行目までの約3行分及び10頁最終行から11頁(ー11ー)1行目までの約2行分 二 打合事項 (一) 遣韓使節に対する訓令案 Z237案を中心として検討。Z250顧問より(1)国連グループは究極に於いて朝鮮をどうする積りであるか、(2)李承晩政権に対してアメリカは如何なる考え方をしているかについて設問、Z237参事官よりアメリカは大戦になれば朝鮮より撤兵するであろうがそれ以外には出来る限り朝鮮を固めようと言う態勢である。朝鮮を含めた防衛協定と言った考え方にも情勢によっては必ずしも反対ではないと思われる。李政権については内心必ずしも満足しているわけではない。Z249局長より、朝鮮についてのアメリカの基本的な考はこの2～3年少しも変わっていない、 朝鮮だけでは保持し得ないと思っており、国際連合に責任を押し付けてアメリカはコミットしないと言う立場である 、李政権については、満足しているわけではないが、替りがないというのみである、と述べ、更にZ23部長、Z237参事官等より、アメリカは別に李を特にサポートしているわけではないので、 現政権について更に内閣の基盤を拡大して連立政権にすることとも考えられる 、と発言があった。またZ249局長より、Z250顧問が行かれた際には、知日派と英米派とがそれぞれ如何なる反応を示すかを見て来て戴きたいと発言があった。	当時の対朝鮮半島政策に対する米国の具体的認識内容及び具体的対応方針及びこれについての外務省の率直な評価的見解が具体的に記載されている。	この情報は、いずれも、日韓国交正常化交渉に向けて外務省内部において検討するために議論した際の忌憚のない具体的な意見等を内容とするものであり、公表されることが予定されていないものであるから、このような情報を公にすることにより、米国及び韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-70	1631	乙B147	②14頁(ー14ー)最終行から15頁(ー15ー)1行目までの約1行分 (六)韓国児童に対する贈物について Z249局長より、本件について 首相はこちらが貰いたい位だとの意見であったが 、次官よりは、何かに書いて示して呉れとの要求があった。と説明した。	日韓国交正常化交渉を実現するための具体的な対韓政策について、政府関係者の率直な所感的見解が具体的に記載されている。	上記と同じ

(別紙6) 追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-70	1631	乙B147	⑤32頁(一32一)右から5行目の5文字分(二)案文の構成字句等については、Z282局長より、前文二を1条にし、2条を3条に繰り下げ、五の通商関係を3条に、在日朝鮮人問題を4条に、請求権処理を5条にして以下繰り下げることにすればよいとの意見があり、Z134事務官より、前文に日貨排斥を阻止するための経済関係の平等互惠を入れること、通商関係に相互主義の文字を入れることは韓国側に選択権を与える感があり[面白くない]、との意見があり、Z219課長より、在日韓国人問題の前段は通商航海条約の処と重複すると述べ、以上の意見を参照して第二案を作成し、休暇中に研究を乞うことになった。	日韓国交正常化交渉を実現するための具体的な対韓政策について、政府関係者の率直な所感的見解が具体的に記載されている。	この情報は、いずれも、日韓国交正常化交渉に向けて外務省内部において検討するために議論した際の忌憚のない具体的な意見等を内容とするものであり、公表されることが予定されていないものであるから、このような情報を公にすることにより、米国及び韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-77	1684	乙B154	○4頁(一4一)19行目及び20行目の約2行分 6 韓国は米国にとってもまことに扱いにくい相手であるが、...	韓国についての忌憚のない率直な評価的な見解が具体的に記載されている。	この情報は、韓国を訪問した米国国務次官補が非公式の懇談において、個人的かつ内密に語った韓国についての忌憚のない率直な評価的な見解であり、公にすることが全く想定されていないものであるから、このような情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。なお、通し番号1-195の不開示部分がある。

(別紙6) 追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-83	1695	乙B67	○18頁(―18―)8行目から14行目までの約6行分 5 国連との関連における韓国の地位の問題についてあまり話が出なかったが、韓国の野党が国連においてひさしく朝せん問題の審議が行われないことを取り上げ、政府のたいまんなりと攻撃していることに対処せんとするためこれを取り上げたにすぎない(長官訪米の表向きの目的が国連問題であったこともかかる理由による。)今回の訪米は長官就任後はじめてのものであったが、同長官は総じてよい印象を各方面に与えたと思う。ジョンソン大統領、ハンフリー副大統領との会見は短時間かつぎれい的なものに過ぎなかったが、両氏とも長官のエネルギーかつ率直なアプローチに好感をもったようであったと聞いている。自分のみとところでも以前に比べて大分成長したという感じがする。特に内政に対する同長官のセンスは相当高く評価してよいと思う。ただし長官自身政治家として大きな将来性があるかどうかは同氏が全くボク大統領の「引き」によって立っており、かつ彼自身何ら政治的フォローイングを持っていない点からして疑問であると考え。	韓国情勢に関する我が国の見解を踏まえた米国の忌憚のない率直な見解が具体的に記載されている。	情報は、韓国情勢に関する率直で忌憚のない意見の一部であり、公にすることが全く想定されていないものであるから、このような情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-91	1792	乙B165	○85頁(―85―)6行目から7行目までの約2行分 3) Z18氏起用の background は承知していないが、もしZ316氏やZ220氏が起用されれば、これより悪い人選はないと確信する。韓国側には日本の内政事情についての認識が全く欠けている。	Z265米大使が李用熙韓国外務部長官と会談した際のZ265米大使の発言内容として、日韓外交正常化交渉の日本側代表選定に関し、具体的な氏名を挙げた上でその人物が選定された場合についての評価的な見解が具体的に記載されている。	この情報は、日韓外交正常化交渉の日本側代表選定に関するZ265米大使の忌憚のない率直な見解であり、公にすることが全く想定されていないものであるから、このような情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-93	1796	乙B167	②(ア)18頁(－17－)10行目から19頁(－18－)8行目までの約9行分、(イ)同頁10行目の約1行分、(ウ)20頁(－19－)4行目から5行目までの約2行分、(エ)21頁(－20－)9行目から22頁(－20－に「次頁不開示」と記されている部分) (ア) とくに革命裁判所、検察部長Z137大佐が、その代表で容易に問題を理解せず、強気、一点張りの態度を改めないで、頭をいためている。米国側としては、過敏な措置は米国の対韓世論を悪化させるばかりでなく、日韓会談に積極的な池田総理以下日本政府の立場をも困らせる結果になるというように韓国側に申入れている次第である。 (イ) (当面一般の関心は朴正熙議長のZ168に対する扱い方に集中しており、米国としてその説得が効を奏し、朴正熙が必ずZ168の死刑を軽減するだろうとはあえて予言できないが、現在得ている情報によれば、Z168の死刑が執行されることにはなるまいというに大体一致している。 (ウ) 米国がZ168を買っているから、この問題に熱心であるというのではなく、Z168の扱い如何が今後の張勉内閣の閣僚の処遇をも示唆すると思えられ、これは一つの原則問題であるという見地に立っているわけである。 (エ) ……Z304大使はこの気持ちを受けて朴正熙にうまく働きかけた結果、求刑が無期懲役にとどまったわけである。	韓国情勢に対する米国側の分析及び具体的な対応状況が記載されている。	この情報は、いずれも在日米国大使館書記官によって提供された韓国の政情等についての機密情報等であり、公にすることが全く想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-93	1796	乙B167	③27頁(－25－)10行目から28頁(－26－)2行目までの約4行分 (2) もっとも、崔長官の派日は、日本側の腹を探ることが主目的であり、同長官が現軍事政権内においてアウトサイダーではないとしても、イナ－グループでない事実からして何らかの実質的な譲歩をする権限を与えられていたと考えるのは一部論理的である。このような(以下開示部分)譲歩は当然ソウルで行われるべきものであろう。	韓国情勢に対する米国側の分析及び記載されている。	上記と同じ

(別紙6) 追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-93	1796	乙B167	④34頁(ー33ー)の約3行分 尹大統領はその際、Z287大使に対し、政治活動浄化法のゆえ辞任するつもりであると述べるとともに、 自分は李承晩政権はひどい政府であった、張勉政権は混乱を招いたと考えており、自分は今でも軍事クーデターは必要であったと思っているし、この見地からこれまで軍部政権を支持して来たわけである。	尹大統領が駐韓米大使に話した、自らの政治方針について率直な意見が記載されている。	この情報は、いずれも在日米国大使館書記官によって提供された韓国の政情等についての機密情報等であり、公にすることが全く想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-93	1796	乙B167	⑤(ア)48頁(ー47ー)最終行から49頁(ー48ー)2行目までの約2行分、(イ)同頁6行目から9行目までの約4行分 (ア) 3 Z305大使は、日韓問題の諸懸案、とくに請求権問題の内容につきあまりよくわかっておらず、かつ勉強して自分の考えをまとめようという気持ちもない。 政治的な力がないこともあって、単なる rubberstamp であると認めざるを得ない。 (イ) 4 (当方よりZ30政務局長がヴィエトナムに転出し、台湾大使館のZ110参事官が政務局長に任命されたとの報道を示したのに対し) Z110よりもZ30の方がずっとよい。自分はZ110が李承晩政権の末期、駐日代表部にいた際に相手にしたことがあるが、態度が硬くて 扱いにくい人物であった。Z30がヴィエトナムに送られたことはいずれにしろ好ましいこととは思わない。	韓国政府についての米国側の率直な評価が記載されている。	上記と同じ

(別紙6) 追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-94	1798	乙B168	○5頁(一5一)8行目から6頁(一6一)1行目までの約4行分及び同頁8行目から最終行までの約3行分(裁判所注:中共問題に関する総理の質問に対し)Z266は、正確な国内世論を推測することは困難であるが、世論調査に現れる結果は常に絶対的に承認反対論である。自分個人としては中共が内部崩壊するとは思えないが、中ソ不和の結果ソ連の援助も止められ、経済的にも中共は非常に困難に遭遇していると思われるので、ここ当分は放置しておくことが宜しかるべく、そうすれば現在の急進的な指導者が追われてすこしは穏健な指導者が出てくるかもしれないし、そういうことになれば結構であると思う旨を述べ、総理は米国はそれですまされようが、日本の場合はなんとか早く片付けなければならず、その意味でなんらか手をのばすことが考えられるが、直接中共に手をのばそうとする場合には台湾の問題が介入してくるので簡単にはゆかない。しかし方向としては手を伸ばすべきであるとの考えが強いと述べられた。Z266はそれにしても現在のような国民を圧制のもとにしているような非人道的なやり方がなくなったあとでやるべきであると述べ、総理は先にアメリカなり日本なりから手を伸ばす方が中共を変えさせやすいという考えもあると答えられた。・・・	Z266米国務次官補が中国共産党政府に関して述べた忌憚のない率直な評価的見解が具体的に記載されている。	この情報は、中国共産党政府に関する忌憚のない率直で見解であり、公にすることが全く想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず、中国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び中国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。

(別紙6) 追加開示部分の一覧表

通し番号	文書 番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-96	1805	乙B170	①11頁(ー11ー)最終行から13頁(ー13ー)11行目までの約1頁と12行分(ー11ーに「次頁不開示」と記されている部分を含む) 3(質問に対し)ラスクより、キューバ問題につき、次のとおり述べた。キューバの情勢には2つの事態の発展がある可能性あり、そのいずれも好ましいものと思う。1つは、共産党がカストロ及びそのヒゲの一派(バルバドス)を政権から追い出すことである。この場合には共産党はカストロの有する一種の人気を失う。今1つはカストロが共産主義者を追い出すことである。その場合の利は自明である。キューバは経済的に極めて困難な状況にある。キューバのソ連との貿易は、キューバの輸出超過となっている。けれど、ソ連のキューバに対する援助は主として軍需品であり、またソ連はキューバにクレジットを与えているが、その引出については、一度に引き出すことを許さず、少しずつ利用することしか許さぬ状況である。(笑いながら)米国が自由諸国の船がキューバへの物資輸送に当たらぬよう希望するの も、このような状況を考慮してのことである。米州はナチスの勢力に若干侵された以外、外部の勢力に侵されたことはないので、キューバの事態について米国のみならず、米州諸国が非常な危ぐの念を抱くのは当然である。現在のところキューバが外部に侵攻する可能性は少ないと思う。キューバ人の間には、米国はカストロがグァンタナモの米軍基地を攻撃してくれれば好都合であるがと願っているのではないかとみる向きもある。ラスクはまた笑いながら、米国はキューバ糖の代わりに他のソースから砂糖を購入しているが、そのためカストロの健在を願う自由陣営の国もあると述べた。	ラスク長官がソ連情勢及びキューバ情勢に関して発言した内容が具体的に記載されている。	この情報は、いずれもソ連情勢、キューバ情勢及び中国情勢等に関する米国政府要人の忌憚のない率直な見解あるいは日本側と弁国側の率直な意見交換の内容であり、公にすることが全く想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-96	1805	乙B170			上記と同じ

(別紙6) 追加開示部分の一覧表

通し番号	文書 番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-96	1805	乙B170	③16頁(ー16ー)13行目から最終行までの約8行分, 17頁(ー17ー)6行目から12行目までの約7行分 8 Z289大使より, 戦後米国の対ソ概念は甘く, 1947~8年頃まで米ソ関係は親密であったとの印象が日本にある。一例を挙げれば, 中央終連の自分の同僚たる一高官が, 終連内の2名の共産党員を免職せんとしたところ, GHQの一中佐が自分の同僚に対し, そのような非民主的措置はいかぬ, お前こそ免職だと述べたことがあると述べた。これに対し, ラスクは, 米国は戦争直後からソ連に対する不信を持っていたが, 只今のお話は興味深い。当時の米国としては, militarism とこれに反対する勢力という面で考えていたかもしれぬと述べた。Z266より, 自分が駐ソ大使の際, 終戦時にソ連は北海道を占領したいと申し出たが, 自分は即座に, 本国の訓令を仰ぐことなく, これを却けた。(しばらくして笑いながら) 米国に訓令を仰いだら, ソ連の要求に応ぜよとの議論が米国政府内で出ることをおそれたこともあって, 諮問しなかったものである。自分が帰任のため東京を通過せる際, Z232に対し, 共産主義のなんたるかを説明したが, Z232がこれを理解するのには大分時間がかかったと述懐していた。	ソ連情勢, 米ソ関係, 日ソ関係に関して日本側と米国側の率直な意見交換の内容が具体的に記載されている。	この情報は, いずれもソ連情勢, キューバ情勢及び中国情勢等に関する米国政府要人の忌憚のない率直な見解あるいは日本側と米国側の率直な意見交換の内容であり, 公にすることが全く想定されていないものであり, このような情報を公にすることにより, 日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり, また, 米国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから, 不開示情報(法第5条3号, 6号)に該当する。

(別紙6) 追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-96	1805	乙B170	⑤28頁(－28－)最終行から31頁(－31－)3行目までの約2頁と4行分(－28－に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分を含む。) 3 次いでラスクより次の発言があった。「米国の得ている情報では中共が来たる2年以内に核爆発を行う見通しが非常に強い。中共は既に核兵器の完成に必要な科学的技術的データは持っており、これに基づいて核兵器の開発に大きな力を注いでいる。情報によるとソ連は1959年頃より核兵器開発に関して中共を援助することを停止し現在中共の開発努力を懸念の目をもって見ている・・・(中略)・・・いずれにせよ近く予想される中共の核爆発成功がどういう影響をおよぼしどういう対策を要するかについては米国もまだ明確な答えを持っていない。今後日米間でこの問題を協議したい。」 これに対し本大臣は重要な問であるから協議研究することとしたいと答えた。 ラスクは更に「米国は中共の核兵器保有を阻止するために外交面では核実験停止協定と非核保有国の核兵器保有を禁止する協定とを交渉中である。・・・(中略)・・・中共は最近数か月刊行物を通じて中共は自ら核兵器を開発する権利を放棄するつもりはないと述べているので、中共が核爆発に成功する可能性は種々厄介な問題を提起することになろう」と語った。	ラスク国務長官がソ連情勢及び中国情勢に関して発言した内容及びそれに対する大平大臣の発言内容が具体的に記載されている。	この情報は、いずれもソ連情勢、キューバ情勢及び中国情勢等に関する米国政府要人の忌憚のない率直な見解あるいは日本側と弁国側の率直な意見交換の内容であり、公にすることが全く想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。

(別紙6) 追加開示部分の一覧表

通し番号	文書 番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-101	1821	乙B175	①26頁(一26-)2行目から3行目までの6文字 池田 それにはステップがある、日本には世界観を異にする人たちがおり、これらの人を力でおしまくるわけにはいかないの、なるべく皆を納得させてやっていきたい。 Z225 民主主義のルールに従うのはよいことだが、結局社会党その他は、 死なない限り 考えを変えないだろう。 池田 社会党その他の人達の考えを変えるのではなく、それらの人々があきらめるといふか無茶な反対をしなくなるようにしたいと考えているのである。	日韓外交正常化交渉に反対する日本の社会党等その他についてZ223韓国中央情報部長の忌憚のない率直な評価的見解が記載されている。	この情報は、韓国政府要人が、日本社会党等について述べた評価的見解であり、このような情報を公にすることにより、日本政府と韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
			②51頁(一51-)2行目の6文字分 上記①と同じ		

(別紙6) 追加開示部分の一覧表

通し番号	文書 番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-102	1823	ZB74	①1 頁ないし5頁(－1－に「前5頁不開示」と記載されている部分) 昭和17年10月18日付け「Z223中央情報部長の訪日及び訪米に関する米国大使館員の内話について」と題する書面 1 在韓米大使館より報告を受け取ったが、これによれば、同大使館は朴議長はじめ韓国政府首脳が来るべきZ223中央情報部長と池田総理及び大平外務大臣との会談に非常に重要性をもたせており、これが日韓関係史上において決定的な出来事になるだろうと考えている旨理解しているとのことである。 2 Z223情報部長の訪米に関して在韓米大使館より米國務省に宛てた電報の写しが到着したが、その主な内容は次のとおりである。 (1)在韓米大使館がZ223部長の訪米の際米側との間に話し合われると予想する問題は次の 3つである。(イ)日韓問題:Z223部長は日本政府との話し合いをすませて渡米するので、その話し合いの結果について米側に説明することになろう。(ロ)韓国国内情勢:米国側は民政移管を迎えて政治活動がどの程度正常な姿に戻されるかにつきZ223部長に説明を求めることになろう。(ハ)米国の対韓援助:米国の対韓援助の額や用途が討議されようが、同時に韓国におけるインフレーションの問題とこれら防ぐための方策につき検討が行われよう。(裁判所注:次ページに続く。)	Z223韓国中央情報部長の訪日及び訪米の意義等について、在日米国外大使館書記官が非公式に語った率直な見解が具体的に記載されている。	この情報は、Z223韓国中央情報部長の訪日及び訪米の意義や同部長に関する米国側の率直な見解であり、公にすることが全く想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。

(別紙6) 追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-102	1823	乙B74	(2)在韓米大使館はZ223部長訪米の意義を同部長をして韓国情勢に関する米国の見解を十分に認識せしめることにより、以後韓国に於いて米国の意向がより効果的に反映されるようにすることにあると考えている。 (3)また、在韓米大使館は、Z223部長は、非常に民族主義的な人物であり、非難に対して気を損ねやすいが、他面、他人の意見にも耳を傾け率直にまた権限をもった反応を示すので、同部長との会談、並びに同部長の扱いに際しては、米側は慎重に行動しなければならないし、また、彼の韓国内での重要で影響力の大きい地位にかんがみ、米側が多分の努力を行うことは意味があることであるとしている。	Z223韓国中央情報部長の訪日及び訪米の意義等について、在日米大使館書記官が非公式に語った率直な見解が具体的に記載されている。	この情報は、Z223韓国中央情報部長の訪日及び訪米の意義や同部長に関する米国側の率直な見解であり、公にすることが全く想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-102	1823	乙B74	②10頁(一5一)最終行から11頁(一6一に「次頁不開示」と記載されている部分) 3. 全体の印象とこでZ223部長が有能であり韓国の将来ということを真剣に考えている人物といえるであろう。軍政権の中心人物であることに間違いはないが、朴議長の右腕といえるか、その辺りの関係はどうもよく分からない。配布先 大臣、次官(以下省略)	訪米したZ223韓国中央情報部長に関する、米国の率直な見解が具体的に記載されている。	上記と同じ

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-105	1876	乙B79	①1頁(ー1ー)本文5行目の8文字、同頁本文7行目の約1行分、同頁本文8行目から2頁(ー2ー)1行目までの約2行分 (会食中藤山氏)日韓関係は調整を要すること切なるもこの間の周旋をなし得るはただ蔣総統1人と考える。 米国は適任でない 日本の韓国に対する主張の中に無理があると思われるなら率直に指摘していただきたい。 (総統)自分も 大陸反攻を第一の目標としその次に日韓関係の調整をしたい と思っている(これは暗に自分には大陸反攻という最重要の仕事あり他に力を注ぐ余裕なしとの意味にもとれた。)大陸を奪回すれば大陸と通商することを欲している一部日本の貿易業者をも満足させうることとなりいろんな問題が解決する。	台湾の蒋介石総統と後に外務大臣に就任する藤山愛一郎氏が、非公式の懇談において、日韓関係を調整するための具体的な方策について議論した忌憚のない率直な見解が具体的に記載されている。	この情報は、いずれも、日韓国交正常化交渉等に関し、台湾、中国、米国、英国及び韓国の政府要人が述べた忌憚のない率直な見解であり、いずれも非公式に発言されたものであるから、公にすることが想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と台湾政府、中国政府、米国政府、英国政府及び韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、台湾、中国、米国、英国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-105	1876	乙B79	②22頁(ー19ー)本文10行目から23頁(ー20ー)2行目までの約3行分 最後にオフレコードとして感情一点張りの韓国対日態度には中国としてもにがにがしく思っていると付言した由。	日韓国交正常化交渉における韓国政府の対応について、中国政府要人がオフレコで述べた心情面も含めた評価的な見解が具体的に記載されている。	上記と同じ
2-105	1876	乙B79	③28頁(ー25ー)本文9行目及び10行目の約2行分 1 日韓交渉について(本使より米側の対韓申入れにつき謝意を表したに対し) アジアにおける自由陣営結束のためにも日韓交渉の成功を望むこと切なるものがあるが、自分も韓国で参事官をしていたので李大統領の日本に対する不信、反感の根強いことを体験しており、 恐らく死ななきや(pass away)なおらないのではないが、日本としても気長に辛抱強くやっていただきたい。	Z239大使が藤山外務大臣に宛てた昭和35年4月7日発信の「在華米大使の談話に関する件」と題する電信文にあり、日韓国交正常化交渉における韓国李大統領の対応について、Z306在華米大使が談話として述べた忌憚のない率直な評価的な見解が記載されている。	上記と同じ

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-105	1876	乙B79	④35頁(－32－)本文1行目の5文字、同頁本文2行目の3文字及び37頁(－34－)1行目の8文字 18日 Z324韓国大使 が今回の政変に関し内話するところ次のとおり。 同大使 の立場もあり本電 取扱御注意を請う。 (中略)なお昨年の政変の時 Z308米大使 が深入りしすぎ、とかくの批評を買ったので、今回は米側も慎重静観のようでZ309大将の声明も立ち消えになった恰好だ云々。	35頁の不開示部分はいずれも韓国の政府要人の表示であり、韓国クーデターに関する情報を提供した者を特定するものであり、37頁の不開示部分は米国の政府要人の表示である。	この情報は、いずれも、日韓国交正常化交渉等に関し、台湾、中国、米国、英国及び韓国の政府要人が述べた忌憚のない率直な見解であり、いずれも非公式に発言されたものであるから、公にすることが想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と台湾政府、中国政府、米国政府、英国政府及び韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、台湾、中国、米国、英国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-105	1876	乙B79	⑤49頁(－46－)最終行から50頁(－47－)1行目までの約1行分 英国は1960年の海洋法会議の際せめて外側6海里だけでも出漁可能水域にしようと努力したが、 インドのフサシナメソンの邪魔立てにより 達成できなかったのは遺憾であると述懐していた。	Z237在英大使が、ヒューム英国外務大臣に、日韓交渉の現状を報告した際、懸案事項の一つとなっていた漁業問題に関し、ヒューム英国外務大臣が、英国における同様の漁業問題について、英国案を達成できなかった原因について述べた忌憚のない率直な個人的見解が具体的に記載されている。	上記と同じ
2-105	1876	乙B79	⑥55頁(－52－)3行目から4行目の5文字 Z237氏から先に韓国に使した際朴氏と妓生を侍らして一夜痛飲し肝胆あい照らしたことを話したところ総統は日本は 韓国の妓生 よりもおそろしき共産党の虜とならぬようご注意願いたいといい吉田元総理は今度は選挙にお立ちにならぬそうだが、おとぎになられたらゆくり御来台願いたいものだ并希望した。	Z237特使が台湾を訪問し、蒋介石総統と会談した際に、蔣総統が、韓国政府要人について述べた忌憚のない率直な見解が具体的に記載されている。	上記と同じ

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-109	1915	乙B84	①229頁(－229－)1行目から2行目までの約1行分 (口) 被圧迫民族(朝鮮)の解放と独立は、第二次大戦後のもっとも高い国際法の新原則である。(中略)このような考え方の結果、朝鮮人は、第二次大戦の寵児として、あたかも日本に対し戦勝国であり、陳謝を要求すべきであるかのごとき錯覚を今なお持っている。かれらがこの思い上がった雲の上から国際社会の通念と外交会議の常識の適用するレベル迄降りて来ない限り日韓問題の真の解決はあり得ない。この大前提の下に対案を考えてみる。 ②241頁(－241－)4行目の5文字 (三)実力増強 冒頭、韓国の思い上がり態度は、わが方に実力のないことによっていっそう助長されている。元来、事大主義的な韓人は強き者には屈し、弱き者には横暴である。竹島問題……	日韓会談が決裂した原因について外務省内で検討協議した際の韓国国民、韓国政府等に対する忌憚のない率直な評価の見解が具体的に記載されている。	この情報は、いずれも、外務省内部における検討協議における見解であり、公にすることが全く想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
3-14	692	乙B53	○19頁(－19－)の後ろから約3行分及び20頁(－20－)の最初の約1行分 (四)なお、Z9法務局長は、韓国側が、前会談において日韓併合条約等、日本国と旧大韓帝国との間に締結された全ての条約及び協定の無効を確認することを主張し、日本側が「無効」を「日本国と大韓民国との関係において効力を有しない」と改めることを主張した点に言及し、休戦会談が成立し、38度線が境界線となった場合、中共は間島(居住者の90%は朝鮮人)を北鮮に与えるという情報があるので、韓国政府としては、そうした場合を考慮して、間島の清領有を約束した日本と清国との条約の効力については特に意見を留保して置きたい旨を内話した。	「日韓交渉会議議事要録(十五) 第二回基本関係部会」と題する文書中にあり、上記会議において、韓国のZ9法務局長(当時)が、日本と旧大韓帝国との間において締結された条約等の無効を確認することを主張した際に、中国と北朝鮮との国境に位置する間島に関する情報に基づいて言及した見解が具体的に記載されている。	これは、中国と北朝鮮との国境に位置する間島に関する情報に基づいて韓国のZ9法務局長(当時)が言及した見解であり、極めて率直な内容が含まれているため、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報(法第5条3号)に該当する。

(別紙6) 追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
3-39	1824	乙B75	③92頁(－91－)下から1行目から93頁(－92－)上から1行目までの約2行分 4 竹島問題 大平大臣より、 社会党がいつも政府攻撃の材料に使う問題でもあるから、是非ICJ応訴を約束してほしいと述べたのに対し、 Z223部長は、そのような約束はできない。なぜなら、本件は当初から日韓会談とは関係がなかったものを日本側が途中でいたずらに取り上げたものだからである。本件は国交正常化後に徐々に時間をかけて解決するのが賢明であると述べた。	Z223韓国中央情報部長と大平外務大臣との間の竹島問題に関する会談結果の要旨であり、具体的に率直な見解が記載されている。	この情報は、Z223韓国中央情報部長との会談における大平外務大臣の竹島問題に関する見解であるが、発言内容の案の部分も、会談結果の要旨の部分も、我が国の具体的に率直な見解が記載されているものであり、これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報(法第5条3号)に該当する。
3-41	1826	乙B77	①12頁(－12－)上から4行目の約1行分 この種の法律的紛争は、国際司法裁判所の公正な判断によって解決するのが最も適当であるのみならず、 国交正常化交渉の際、双方が面子を保ちつつ困難な問題を一時棚上げする効果があるので、 韓国側も国交正常化後は本件国際司法裁判所への提訴に応ずるということだけはとりあえず是非予約してほしい。(提訴及び応訴は国交正常化後となる。) 領土紛争等に関するこの種■■■不開示部分■■■	Z223韓国中央情報部長との会談における大平外務大臣の竹島問題に関する発言内容の案として、具体的な見解が記載されている	これは、Z223韓国中央情報部長との会談における大平外務大臣の竹島問題に関する具体的な見解(発言内容の案)である。竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的な対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)
3-45	1879	乙B81	○8頁(－48－)下から8行目から1行目までの約8行分 1-238(3-36)の文書(文書1809)の16ページと同一である。		

(別紙6) 追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
4-4	714	乙B28	①66枚目から67枚目上部にかけての部分(2310)先般訪韓の際にも申し上げてきたところであるが、東京に韓国代表部があるのに対して、我が方の出先が設けられていない。日本の代表部、外交機関を置くことを許していただきたい。これは、日本国民全部の希望である。日韓交渉を成立せしめる上から、韓国の事情を知り、連絡を密にすることは、是非必要なことである。また、先般内務部でうかがってきたところであるが、日本からの密貿易が韓国の共産党を財政的、経済的に支える資金となっているということであった。ついては、日本で共産党を調査している国警、公調の出先機関を韓国に置かせて、双方反共の立場から共産党情報をとって交換することとしたい。代表部が設置されれば、この要員も送られることになるが、それ以前でもこの問題は是非早急に実現するよう考慮されたい。	「韓国親善使節団・自民党日韓問題懇談会懇談記録」と題する文書中にあり、昭和36年7月5日に行われた韓国親善使節団と自民党日韓問題懇談会との懇談において、2310議員(当時)が韓国親善使節団に対し述べた韓国における日本代表部設置についての独自の見解が記載されている。	これは、韓国における日本代表部設置についての2310議員の独自の見解及びこれに対する韓国側の見解であるが、内容的には極めて率直なものがあり、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報(法第5条4号、6号)に該当する。
			②67枚目下部から68枚目にかけての部分(上記①に引き続く部分) (答)非常によい意見を承った。代表部の設置問題については、団長の責任において直ちに政府に報告する。個人的意見ではあるが、国交正常化が早急に実現すれば、その暁には双方とも大使館が設置されることになり、代表部というような過渡的なものはなくてすむのではないかと考える。第2の問題については、全く賛成で直ちに政府に報告する。そういう調査員を交換し合うことはよい考えである。	上記2310議員の見解に対する韓国側の見解が記載されている。	上記と同じ

注「不開示理由に関する被告の主張の要旨」について
この欄の記載のうち、「法」とは「情報公開法」を意味する。